

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する
知的財産の課題
および支援策の在り方に関する
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

9. ロシア

(1) 産業政策の概況

ロシアで産業政策が本格的に実施されるようになったのは2000年代以降¹⁵⁷であり、2010年以降は、「新たな成長分野が現れることを支援する水平的産業政策¹⁵⁸」がとられ、その中で、「産学連携の推進やイノベーション関連の国家発注の増加、イノベーションクラスターの形成の支援」などが進められた。2013年6月には産業振興策を発表し、ICTやバイオなどの重点分野が特定されている。

ロシアは現在、原油などの資源輸出に依存した経済構造からの脱却を目指し、「輸入代替政策による国内産業の振興、投資環境の改善による中小企業を含む起業家の育成、それらを通じた中小企業の育成と輸出拡大¹⁵⁹」を目指している。製造業としては、これまで軍事産業が主体で、研究開発を行い特許により国際的な市場で競争する民需産業の競争力が高いとはいえ、特許出願や登録件数は欧米諸国や日本、中国、韓国などに比して圧倒的に少なく、ソ連崩壊後は研究者の国外流出も続いた。ライフサイエンスや臨床医学はソ連崩壊の影響を最も強く受けた領域で、現在もなおロシアの競争力は高いとは言い難い。

(2) スタートアップ政策

上記(i)で述べた民生部門のイノベーションの立ち遅れを挽回するためにも、スコルコボでは海外に向けて特許化できる革新的技術の創出に力点を置いている。

このような事情もあり、自律的にエコシステムが形成されているシリコンバレーに比べると、政府主導でスコルコボという地域に特化したイノベーション政策がとられている。

現在、ロシアにおいてスコルコボが突出したスタートアップ・エコシステムであり、他のエコシステムもスコルコボの内部に包含されている。なお、スコルコボに包含されるエコシステムは、地方政府による運営のものも多い¹⁶⁰。こうしたエコシステムの中心的なプレーヤーは、スタートアップに加え、VC、アクセラレーター、弁護士や特許弁護士などの専門家ならびにGazpromのような有力企業である¹⁶¹。

(3) 知的財産政策

¹⁵⁷ 伏見寛範「第5章 産業政策の観点からみたロシアの極東開発政策」平成28年度外務省外交・安全保障調査研究事業「ポストTPPにおけるアジア太平洋地域の経済秩序の新展開」ロシア部会「アジア太平洋地域における経済連携とロシアの東方シフトの検討」p.54

http://www2.jiia.or.jp/pdf/research/H28_Russia/05-fushita.pdf [最終アクセス日；2018年1月27日]

¹⁵⁸ 同上、p.55.

¹⁵⁹ 梅津哲也「ロシア 中小企業分野での交流、世界のビジネス潮流を読むエリアレポート」p.82 (ジェトロセンター、2016年12月号) https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/847116fc42d1f46a/20160091.pdf [最終アクセス日；2018年1月27日]

¹⁶⁰ スコルコボ Ilya Mirin 氏に対する質問票調査 (2017年12月20日)

¹⁶¹ スコルコボに対する質問票調査 (2017年12月20日)

ロシアにおいては2014年10月1日に知的財産権に関する民法第4部の改正法が発効した。具体的な変更点のひとつとして、「第69章 総則」中、共同所有に関する規定が変更となった。すなわち、「これまでは共同所有の場合、共同所有者双方が合意した場合にのみ権利の移転（譲渡、ライセンス供与）を行うことができたが、今後は共同所有者それぞれが処分について他の所有者と協議することで、排他的権利の処分あるいは保護が可能となる¹⁶²」。

ロシアは知的財産権の保護に関して一連の国際条約に加盟しており知的財産権に関する法律や制度を有するものの、国内では必ずしも遵守されていないことが指摘されている¹⁶³。

知的財産権の登録は、知的財産権を担当する国家機関の連邦知的財産局（ロスパテント）が行い、出願の受付・審査等実際の手続きについては、連邦産業財産研究所（Federal Institute of Industrial Property; FIPS）が行う¹⁶⁴。

このようにロシアにおいては法制度や運用体制の整備が進められてはいるものの、ロシアにおいては必ずしも成熟した知的財産の市場があるとは言えず、したがって、知的財産に対するスタートアップのスタンスは、総じて中立的または関心が高いわけではないとみられる¹⁶⁵。

そうした中、知的財産に理解や関心を持つスタートアップもあり、大学や研究機関から排他的ライセンスを得るケースも複数ある¹⁶⁶。なお、大学や大企業からのスピニアウトに際して、知的財産の取り扱いについて問題となることがしばしば起きている。¹⁶⁷

（4）機関等の現状

（i）スコルコボ

① 機関概要

モスクワ郊外の「スコルコボ」には、ロシアが国策として力を入れている技術革新拠点があり、ロシア版シリコンバレーとしての整備が進められている。「スコルコボ」とはメドベージェフ大統領が主導する「イノベーションセンター・スコルコボ」のことで、2010年9月28日付連邦法第243-FZ号「『イノベーションセンター・スコルコボについて』の採択に関するロシア連邦法令の改正について」（いわゆる「スコルコボ法」）に従い設置された。スコルコボの制度的としては、一定の要件に該当する研究開発企業を入居者として公的登記簿に登録し、条件により、付加価値税（VAT）、企業利潤税、資産税、

¹⁶² ジェトロ通商弘報「知財関連法が大幅改正、10月から施行-ロシア知的財産権セミナー（1）」（2014年8月4日）、<https://www.jetro.go.jp/biznews/2014/08/53dae8e71d0d8.html> [最終アクセス日；2018年1月27日]

¹⁶³ ジェトロウェブサイト「ロシア 技術・工業および知的財産権供与に関わる制度」
https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/invest_08.html [最終アクセス日；2018年1月27日]

¹⁶⁴ 同上。

¹⁶⁵ スコルコボに対する質問票調査（2017年12月20日）

¹⁶⁶ スコルコボに対する質問票調査（2017年12月20日）

¹⁶⁷ スコルコボに対する質問票調査（2017年12月20日）

土地税の免税、社会保険料の一部の支払免除などの優遇措置を受けることができる¹⁶⁸。また、入居企業に対しては手厚い資金支援や専門家のアドバイスなども提供される。

スコルコボ法の対象業種は「エネルギー効率化、省エネ・新エネ」「原子力」「宇宙、中でも電気通信及び航法システム（地上インフラ開発含む）」「医療機器・製薬」「コンピュータ、ソフトウェア」で、この5業種にかかわる研究開発活動が支援対象となっている。

革新的技術の研究者や起業家を育成するための大学も併設され、ロシアから世界のイノベーションを牽引するような人材の輩出を目指している。

スコルコボは、現在、先端的な技術開発に取り組む企業およびスタートアップが1,000以上により構成されている¹⁶⁹。なお、日本企業としてはパナソニックが2015年にスコルコボに進出し、実証実験などを行っている¹⁷⁰。

スコルコボへの入居認定の際の審査においては、研究開発型のスタートアップを支援するため、技術の実現性や革新性が重視され、外部の専門家を集めた外部選考委員が組織され、応募案件ごとに選考委員会が組織されている。なお、選考にあたって重視されるのは、製品やサービスの強みや潜在力であり、知的財産または潜在的知的財産を有するかといった基準ではない。知的財産はあくまで付随的であり、必要となる場合とそうでない場合がある¹⁷¹。

スコルコボへの入居企業は、法人税に当たる企業利潤税や付加価値税を入居認定後10年間にわたり免除される。海外から優れた人材を集めるために、外国人労働者の労働許可にも特別な便宜が図られている。なお、スコルコボでは「スタートアップ」を年間10億ルーブル（約15億円）以下の売上高という基準を設け、その売上高に達した時点で卒業となり、これらの特典は失われる。また、売上高が基準に達しない場合でも、スコルコボへの参加期間の上限は10年と設定されている。

スコルコボが2017年10月に公表した成果においては、「18億6千万ルーブルの投資を受け、2万2,100人の雇用を生み出し、1,100以上の特許を取得した¹⁷²」としている。

② スタートアップ支援の取り組み

¹⁶⁸ ジェトロウェブサイト「ロシア 各種優遇措置」https://www.jetro.go.jp/world/russia_cis/ru/invest_03.html [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁶⁹ Skolkovo, What is Skolkovo?, <http://sk.ru/foundation/about/> [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁷⁰ パナソニック「ロシアに広がるパナソニックの先進ソリューション」（2016年12月13日）

<http://news.panasonic.com/jp/stories/2016/45782.html> [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁷¹ ¹⁷¹ スコルコボ Ilya Mirin 氏に対する質問票調査（2017年12月20日）

¹⁷²

<http://sk.ru/news/b/pressreleases/archive/2017/10/23/skolkovo-technopark-won-the-right-to-hold-the-conference-of-asian-science-parks-association.aspx>, A blog of October 23, 2017 [最終アクセス日；2018年2月15日]

スコルコボの最優先の目的は、スタートアップ文化を育み、ベンチャーキャピタリズムを促進することを通じた起業家精神とイノベーションの持続可能なエコシステムを創造することにある¹⁷³。したがって、スコルコボにはスタートアップに対する支援策が数多くある。2017年のスコルコボ年次報告書¹⁷⁴によれば、スコルコボのプロジェクト参加者資格（Project Participant Status）を得た¹⁷⁵スタートアップ（「スコルコボ・スタートアップ」）は1,600に上るとされ、そのうち40%が事業活動により収益を上げ、商業的に成功している。

■財政的支援

スコルコボでは、個別の目的のために簡易な手続きで資金提供を行うマイクログラント、特定の研究を支援するための小型グラント、および、大規模グラントの3種のプログラムを設けている。

マイクログラントの上限は、1申請案件につき150ミリオンルーブル、年間400ミリオンルーブルであり、スタートアップがEメールで申し込み、事務局は2、3か月以内に返答する。2016年には合計416件の申請が認可され、使途別に知的財産権132件、試験46件、プロトタイプ作成74件、見本市および会議への参加164件である。

小型グラントは50%を上限とする民間資金の共同出資を要件とし、スコルコボ側出資の上限が500万ルーブルである¹⁷⁶。

大型グラントはスタートアップが研究開発から商業化まで行う場合の支援であり、3億ルーブルに達する場合もある。2016年にはバイオ、情報技術、宇宙・電気通信、エネルギー、原子力の主要5分野にそれぞれ4~14件、合計37件の支援がなされた¹⁷⁷。

また、スコルコボは直接の資金的援助のみならず、外部からの資金獲得に対する支援も行っている。例えば、外部投資家に対する説明資料や財務モデルの作成支援、資金獲得のための専門家の紹介、潜在的投資家の発掘支援、ビジネス分析支援等である。この成果もあり、スコルコボ・スタートアップはロシア全体の41%のVC投資を獲得している¹⁷⁸。なお、スコルコボは、投資に関する専門的な知識を集約すべく、「スコルコボ・ベンチャー（Skolkovo Ventures）」¹⁷⁹という組織を立ち上げている。

■スタート・イン・スコルコボ

スコルコボがスタートアップの段階に応じて提供する各種アクセラレーション・プログ

¹⁷³ Skolkovo, What is Skolkovo?, <http://sk.ru/foundation/about/> [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁷⁴ Skolkovo Annual Report 2017, <http://sk.ru/news/m/wiki/19826.aspx> [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁷⁵ 資格取得の手続きは法に基づき定められている。

Skolkovo, Regulations on assignment and loss of project participants status for the establishment and operations of the Skolkovo Innovation centre, <http://sk.ru/net/w/faq/2813.how-can-i-apply-for-participant-status.aspx> [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁷⁶ Skolkovo Annual Report 2017, p.9.

¹⁷⁷ Skolkovo Annual Report 2017, p.10.

¹⁷⁸ Skolkovo Annual Report 2017, p.12.

¹⁷⁹ Skolkovo Annual Report 2017, p.14.

ラムのうち、初期段階における一般的な教育プログラムであり、大学院レベルの教育を提供するスコルテック（Skolkovo Institute of Science and Technology ; Skoltech¹⁸⁰）と共同で開発・提供している。

■スタートアップ・アカデミー

2017年からモスクワ経営大学院の協力を得て開始したプログラムであり、ビジネススキルやスタートアップのためのチームビルディング、マーケティング、広告、法律・投資といった科目を修学するものである。

■インダストリー・アクセラレーション

商業化に必要な能力に特化して技術や能力を提供するものであり、セールスプロモーションのための資料の開発や、マーケティング戦略の立案、プレゼンテーションの上達などを支援する¹⁸¹。

■国際アクセラレーション・プログラム

グローバルマーケットでの成功を支援するためのプログラムであり、海外視察ミッションへの参加、国際見本市への出展、国際会議への出席等の支援をはじめ海外のパートナーとの関係構築の支援を提供している。さらには事業活動の一部を海外拠点に移転する支援も実施している¹⁸²。現在、160のスコルコボ・スタートアップが70か国の市場において展開している¹⁸³。

■メンタリング・プログラム

2014年7月より、スタートアップに技術およびビジネスの専門家によるメンタリングサービスを提供している。メンターは、経験豊富な起業家またはハイテクビジネスの専門家であり、無償でサービスを提供している。現在、250名のメンターと190を超えるスタートアップが参加しており、メンターは2名1組で指導にあたる場合が多い¹⁸⁴。

■オフィスおよび研究施設の貸与

スコルコボ・スタートアップはスコルコボ敷地内のオフィスや研究施設を利用することが可能であり、敷地は2017年も拡大された。この中には大企業も入居しており、エコシステムの中でスタートアップは大企業の支援を得ることも可能となる。

施設内では、プロトタイピングや計量等、40種の研究開発サービスが提供されている¹⁸⁵。

¹⁸⁰ Skoltech, <http://www.skoltech.ru/en/about/> [最終アクセス日；2018年2月14日]

¹⁸¹ Skolkovo Annual Report 2017, p.19.

¹⁸² スコルコボに対する質問票調査（2017年12月20日）

¹⁸³ Skolkovo Annual Report 2017, pp.21-22.

¹⁸⁴ Skolkovo Annual Report 2017, pp.22-23.

¹⁸⁵ Skolkovo Annual Report 2017, p. 26.

③ 知的財産支援にかかる取り組み

スコルコボには「スコルコボ知的財産センター (Skolkovo Intellectual Property Center; Skolkovo IPC)」が設置されており、スタートアップが資金調達のプロセスにおいて投資家と合意を締結する場合や、ジョイントベンチャーにより国際市場に参入する際に、法的な支援を提供している。スコルコボ IPC は、世界各国の数 10 の法律事務所や特許事務所と提携し、いかなる法域・法制度においても対応可能な体制をとっている。スコルコボ・スタートアップは IPC のサービスを特別価格で利用可能であるとともに、法律に関連する出資は上記②で言及したマイクログラントによって還付を受けることが可能である¹⁸⁶。

知的財産に関しては、IPC の専門家がスタートアップに対し、ロシア国内、ユーラシアまたは国際 PCT 出願のための支援サービスを提供している。具体的には、事前の特許調査や特許可能性の確認、出願書類の作成、当局への提出、審査過程での当局からの照会への回答、スタートアップへの連絡等も支援している。また、商標登録に係る支援サービス、PCT 出願に対する支援サービスも提供している。PCT 出願費用は通常の 10 分の 1 程度にコストを抑えることも可能である¹⁸⁷。これらのサービスを担う IPC のスタッフは、知的財産およびスタートアップビジネスの双方の分野において経験と専門知識を有し、また、専門分野においてのみ活動を行う¹⁸⁸。

なお、IPC は 3 カ年計画を立案・実行しており、同計画はスコルコボの理事会によって承認されるとともに、スコルコボ全体の 3 カ年計画に織りこまれ、首相に承認されることとなっている¹⁸⁹。

これまで、スコルコボから 1,600 の知的財産が登録された。また、ロシアにおける国際出願の 15% が IPC の支援によってなされたものである。2016 年には 656 件（うち 120 件が国際申請）の知的財産の申請が支援対象となった¹⁹⁰。

年次報告書によれば、5 分野の参加企業数、知的財産申請件数および特許取得件数は次のとおりである。

¹⁸⁶ Skolkovo Annual Report 2017, p.15.

¹⁸⁷ スコルコボに対する質問票調査（2017 年 12 月 20 日）

¹⁸⁸ スコルコボに対する質問票調査（2017 年 12 月 20 日）

¹⁸⁹ スコルコボに対する質問票調査（2017 年 12 月 20 日）

¹⁹⁰ Skolkovo Annual Report 2017, pp.24-25.

図表 160 スコルコボにおける分野毎の知的財産申請・登録件数

	参加企業数	知的財産申請件数	特許登録件数
バイオ	360	218	56
情報技術	505	299	68
宇宙および電気通信	188	58	27
エネルギー効率技術	380	190	101
原子力技術	207	57	26

(出典) スコルコボ 2017 年次報告書 pp.63-67 より作成

多くのスコルコボ・スタートアップは知的財産の価値を認識しているが、とりわけ北米市場への進出を狙うスタートアップは理解が進んでいる。また、情報技術分野の特許のみならず商標に対する関心も高いことから、図表のとおり相対的に申請件数が多くなっているとみられる¹⁹¹。また、情報技術分野に限らず、スタートアップにとって、知的財産を獲得することは、政府に対して研究開発に取り組んでいることを示すことにもなる。

IPC が提供するサービスは、当初から知的財産について認識を持つスタートアップばかりではなく、より知的財産についての認識を広める意義がある¹⁹²。

¹⁹¹ スコルコボに対する質問票調査 (2017 年 12 月 20 日)

¹⁹² スコルコボに対する質問票調査 (2017 年 12 月 20 日)

禁 無 断 転 載

平成 29 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

スタートアップが直面する知的財産の課題
および支援策の在り方に関する
調査研究報告書

平成 30 年 3 月

請負先 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

〒105-6501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

オランダヒルズ森タワー

電話 03-6733-1021

FAX 03-6733-1029

URL [http:// www.murc.jp](http://www.murc.jp)

E-mail info-chizai@murc.jp